

第3期 中野区障害者自立支援協議会議事要録

| | | | |
|------|--|--------|----------|
| 部会名 | 自立支援協議会（全体会） | 回 | 第8回 |
| 日時 | 2013年7月24日（水） | 13時30分 | ～ 15時30分 |
| 会場 | 中野区役所7階 第4会議室 | | |
| 検討内容 | | | |
| 1 | <p>会長あいさつ</p> <p>国において懸案となっていた障害分野の政策課題が一步進み、改正精神保健福祉法、雇用促進法、さらに障害者差別解消推進法が成立した。障害者権利条約批准の準備が整ったといえる。次の通常国会で批准に向けた動きになるのではないかと。優先調達推進法も効果のある取り組みに発展させていく必要があるため、部会からの報告をもとに検討していきたい。また、差別解消法の中では地域における連携支援策として障害者差別解消支援地域協議会とあり、このことは今後の課題となっていくと思う。</p> | | |
| 2 | <p>相談支援機関会議報告（事務局より報告）</p> <p>第10回では21ケース、第11回では23ケースの事例報告があった。その中で精神障害がある方の退院支援について保健師、相談支援事業所、区の障害福祉分野の役割を明確にしていく必要があるとの意見が出された。また、地域生活支援センターせせらぎにおける地域移行支援実施状況について報告があった。標準的な支援期間は6か月間とされているが、1件当たりの時間がかかるためこの期間で地域移行を成し遂げるのは難しい。実績は年間で5ケースほどである。</p> <p>精神障害者の地域移行に関しては基盤となる資源が少ない。知的障害者に関しては少しずつ整備されてきているが身体障害者に関しては情報等が少ないのが現状である。障害別に相談支援スキルの向上を図るため、支援関係者を集めて事例検討会や研修会を開催できるとよい。また、地域移行に関わる保健師に方針決定に関わるようなケア会議への参加、情報交換の場に関わっていただきたいとの意見が出された。</p> <p><意見交換概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでは保健師が就労支援施設につなげる業務もしていたが、相談支援事業所になり、日が浅いせいもあると思うがつながりが薄いように思う。関係者による利用者に関わるケース会議が必要だと感じた。これまで関わっていた保健師と相談支援事業所の情報共有をきちんとしていただきたい。 <ul style="list-style-type: none"> → 区担当者より、すこやか福祉センター保健師から相談支援事業所へフェイスシート等の情報提供をしている。事業所が初めて伺う際は保健師が事前に連絡をしている。情報提供をしていくことで利用者の不安を取り除いていきたい。 ・ 保健師、相談支援事業所スタッフが同行して調査・サービスの調整等をできないか。 <ul style="list-style-type: none"> → 身体障害者・知的障害者の場合は初回の同行を多く行っている。全てではないがケア会議・ケースカンファレンスにも参加している。精神障害者のケース会議には保健師が参加している。 ・ 計画相談支援の進行状況、程度区分が支援区分に変わることについては事務局より適宜報告をさせていただきたい。現状報告として5月より本格的に開始し、支給決定は7月末で35ケース。今年度末までに180ケース程に拡大していく予定。27年3月までに全員（1,500人程）が対象となる。 | | |

3 各部会報告 (各部長より報告)

① 相談支援部会

今年度取り組むテーマのケース検討、見学会、勉強会について以下のとおり報告を行った。

ケース検討については「医療的ケアが必要な方への支援」をテーマに1年間継続して行っていくこととなった。いくつか課題が上がってきているので具体的に課題検討していきたい。6月の部会ではケース検討を実施した。

見学会については、7月24日に1回目を中部すこやか福祉センターにて実施した。2回目はアポロ園・北部すこやか福祉センター・障害者福祉会館を予定している。

勉強会については「連携」が大きなテーマで私たちが知らない他職種の支援機関とお互いを知りあうことを目的としている。講師は権利擁護について法テラスの方、金銭管理について社会福祉協議会、消費者センターの方に話していただく。日程は11月頃を予定。また地域生活支援部会から勉強会について共同開催の提案があり、部会連携の一環として検討していきたい。

<意見交換概要>

- ・ 医療的ケアが必要な子どものケアについて。地域生活をするための情報交換会を医師会からも参加いただき月1回行っている。6月には災害時の対応について話し合った。在宅で生活されている方からは、通学手段がない、学校終了後の受け入れ機関がない、若宮クラブへの搬送が難しい等の意見が出された。
- ・ 就学前の障害児を抱えるお母さんたちの要望から小児に関わる医師1~2名を中心に月1回「おでんクラブ」として集まっている。訪看もボランティアとして参加している。

② 地域生活支援部会

第9回では大家さんセミナーの打ち合わせが主な内容。また緊急時に利用できるサービスの調査については調査報告を出せば情報提供にもなる。調査票の内容について話し合った。

第10回では大家さんセミナーを開催した。一般参加者16名、うち不動産関係4~5名の参加があった。身体に障害がある人に合わせた賃貸物件の部屋の改修について、障害者グループホーム(以下「GH」という。)の建設、改修、制度について講師からの話と、GH建設の事例紹介を行った。セミナー後、物件を所有する一般参加者からの相談を受けた。セミナーから具体的な話が上がってきた際に実際のGH開設に結びつけるために自立支援協議会としてどういう形で受け皿になっていくのかが今後の課題である。

第11回では社会福祉法人愛成会「メイプルガーデン」の見学会を行った。その後の部会では調査票の検討を行った。また地域の方との連携、本人や家族への情報提供をテーマに再度勉強会を開催していきたい。相談支援部会との共同開催についても検討していきたい。

<意見交換概要>

- ・ これまでは家族が自分の家を提供するが多かった。GHにも新しいモデルが必要ではないか。
- ・ GHとケアホーム(以下「CH」という。)が一元化される。完全介護付きGH、サテライト型(各部屋が離れている)も認められた。GHも模索すればいろんな形が考えられる。

③ 就労支援部会

障害者の就労促進について、就労を希望する本人・保護者向けのセミナーを10月11日(金)

勤労福祉会館で開催する予定。発達障害者への就労支援については先駆的な取り組みをしている世田谷区にて施設見学を実施予定。

共同受注の取り組みについては一定の成果が上がってきている。25年度まで3年間の事業であるが、継続してほしいという意見が多かった。障害者優先調達推進法について、セルフから受注を受けた際にネットワークの15事業所にどう仕事を振り分けるのか仕組み作りが必要である。

<意見交換概要>

- ・ 区の共同受注により複数の企業から仕事を受けている。複数の企業との関係を事業所単体で行うのは難しい。共同受注促進事業については継続する方向で区の方で検討していただきたい。
→ 区担当者より、来年度に向けて政策論議に出して来年度予算要求を目指していきたい。共同受注の担当者が成果を上げている一方、施設への資材運搬等に追われて新たな営業活動を行う時間がとれない状況であると聞いている。障害者福祉事業団と障害者就労施設との関係、事務に係る経費等をどう分担していくのか等、業務のあり方については検討が必要である。
- ・ 障害者雇用促進法が改正されて、差別の禁止と合理的配慮の提供義務が入ったことがポイントである。

4 事業者連絡会報告 (各連絡会担当委員より報告)

① 居宅系事業者連絡会報告

計画相談支援の実施について区担当者から制度の説明と現状報告を受けた。事業所にはまだまだ情報が伝わっていないので今後も定期的に説明をしていただきたい。また総合支援法改正の概要について区担当者より説明を受けた。11月15日にはクレーム対応の研修会を実施予定。

2年前に作成した中野区居宅事業者情報シートが有効に活用されているのか、同シートの必要性を含め検討する。

② 施設系事業者連絡会報告

9事業所の参加があり、各事業所と北部すこやか障害者相談支援事業所からの近況報告があった。区からの情報提供として中野区の障害者虐待にかかる相談・通報・届出件数、虐待事案の報告を受けた。施設系事業者連絡会としては今後も引き続き報告をいただきたい。また施設入所支援に係る情報提供として、特別支援学校卒業生に係る就労継続支援B型事業の利用について説明があった。

<意見交換概要>

- ・ 障害者虐待と認定された場合の対応はどうであったか。
→区担当者より、福祉施設の従事者による性的虐待のケースでは、施設に改善書の提出を要求するとともに東京都障害者権利擁護センターにも報告をした。
使用者による心理的虐待のケースでは企業側と和解が進み、企業の立ち入り調査・事情聴取は行わないでほしいとのことであった。虐待はあったという事で東京都に報告をした。東京都が必要と判断すれば労働基準監督所へ書類を送致することになる。
養護者からの虐待4ケースについては報告義務がないので数のみを報告した。
- ・ ケアホームを運営する法人の関係者による虐待では逮捕者が出ている。
- ・ 就労継続支援B型事業の支給決定について、アセスメントが必要になるという主旨は。

(様式1)

→特別支援学校から就労継続支援B型事業に行くためには就労移行支援事業所でアセスメント受けることになっているが、現在は経過措置が取られている。それが2年後から本則適用になるということである。

5 その他

○区より情報提供

- ・ 障害福祉3施設の指定管理者募集の案内。障害者福社会館、生活寮の更新、弥生福祉作業所は来年4月から指定管理者制度へ移行のため指定管理者を募集する。受付期間は8/8～19。これに先立ち7/17～19に説明会を実施した。10月下旬に候補者が選定される。

備考

次回日程

9月6日(金) 13:30～ 中野区役所7階 第11・12会議室